

高知市管理債権の回収業務委託に関する
サウンディング型市場調査実施要領

令和8年1月

高知市

1 調査名称

高知市管理債権の回収業務委託に関するサウンディング型市場調査

2 調査の目的

本市が管理する各種債権（貸付金、使用料、返還金等）については、回収困難債権の管理・回収に多くの労力・時間を要しているものがある。これらの債権について、効率的かつ効果的な回収を行うため、民間事業者（弁護士又は弁護士法人）に債権回収業務を委託することを検討している。本業務を委託するにあたり、必要となる市側の準備等を把握するとともに、委託対象債権の選定、委託内容の検討、費用形態や必要となる予算の積算を主な目的として、サウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）を実施する。

3 債権回収業務委託の予定

（1）委託予定債権

本市が回収業務の委託を検討している代表的な債権は次のとおりである。詳細については、別添3「債権一覧」（債権名・件数・近年の徴収率・未収金額分布・未納期間分布等を記載）を参加申込者に提供する。

- ・災害援護資金貸付金
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金
- ・高知市営住宅使用料等
- ・児童扶養手当返納金
- ・生活保護費返還金
- ・国民健康保険医療給付費返納金
- ・高知市大学等奨学資金貸付金返還金
- ・放課後児童健全育成事業保護者負担金
- ・その他、市が管理する各種債権

（2）委託予定業務内容

本市が委託を検討している業務の主な内容は以下のとおりである。

- ① 相続人未調査債権の相続人調査
- ② 債務者への納付催告（文書・電話）
- ③ 納付相談・交渉・分割納付の履行管理
- ④ 委託債権の収納及び領収証の発行
- ⑤ 回収した委託債権の保管及び本市への払込み
- ⑥ 法的措置・強制執行の実施
- ⑦ 回収不能債権の報告書作成

（3）委託予定期間

回収業務開始から3年間を予定する。

4 サウンディング型市場調査

（1）サウンディングの日程

- | | |
|---------------|---------------------|
| 実施要領の公表日 | 令和8年1月5日 |
| サウンディング参加申込期間 | 令和8年1月5日から令和8年1月20日 |

提案書の提出期間	令和8年1月26日から令和8年2月10日
対話の実施期間	令和8年2月16日から令和8年2月19日
実施結果の公表	令和8年3月下旬頃

注) 上記日程は案であり、参加状況等により変更する場合がある。

(2) サウンディングの対象者

サウンディングに参加できる事業者は、本事業の実施主体となる意思を有する弁護士法(昭和24年法律第205号)第8条の規定により日本弁護士連合会の弁護士名簿に登録された弁護士(複数の弁護士により構成される連合体による参加も認める。)又は同法30条の2に規定する弁護士法人とする。ただし、次のいずれかに該当する者は参加できない。

- ① 弁護士法第57条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項第2号から第4号までのいずれかに規定する懲戒の処分を受けたことがある者
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当する者
- ③ 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は申立てをした者にあっては、再生計画認可の決定又は更生計画認可の決定がされている者
- ④ 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第28号)第4条各号のいずれかに該当する者

(3) サウンディングでの主な対話内容

主に以下の項目について意見・提案を聴取する。詳細は、別添2「提案書(様式2)」に記載のとおり。

- ① 委託費について
- ② 委託債権の回収率について
- ③ 法的措置について
- ④ 企画提案にあたり必要な情報について
- ⑤ 委託債権について
- ⑥ 契約後の作業等について
- ⑦ その他自由なご意見・ご提案等

(4) サウンディングへの参加申込

受付期間: 令和8年1月5日から令和8年1月20日 17時まで

受付方法: 別添1「参加申込書(様式1)」に必要事項を記載のうえ、件名に【債権回収業務委託参加申込】と記載して電子メールにて提出すること。参加申込書を受理・確認後に本市から別添3「債権一覧」を電子メールにて送付する。土日祝

日を除き、24時間以内に別添3「債権一覧」が届かない場合は、電話にて確認すること。また、受付期間終了後に対話の実施日時等を電子メールにて送付する。

(5) 提案書の提出

受付期間：令和8年1月26日から令和8年2月10日17時まで

受付方法：別添2「提案書（様式2）」に、サウンディングでの主な対話内容に関する意見・提案を記載のうえ、件名に【債権回収業務委託提案書】と記載して電子メールにて提出すること。必要に応じて補足資料を添付すること。電子メール送信後に到着の確認を電話にて行うこと。

(6) 対話の実施

アイデア及びノウハウの保護のため、個別に面談又はオンラインにより対話を実施する。

対話時間は原則1者あたり60分程度を想定する。対話に出席する人数は5名以内とする。

実施期間：令和8年2月16日から令和8年2月19日

※実施期間は参加者数に応じて延長する場合がある

面談会場：高知市役所本庁舎（高知市本町五丁目1番45号）

オンライン：Zoomミーティング（ミーティングID等は別途通知する。）

(7) 留意事項等

① サウンディングに関する費用

サウンディングへの参加に要する費用（資料作成費、面談参加費等）は、すべて参加者の負担とする。

② 対話内容および参加事業者の扱い

本サウンディングへの参加実績は、将来の公募において優先的な取り扱いとはならない。提出された意見・提案は、今後の委託仕様・予算検討等の参考としますが、これをもって事業実施または公募の実施を確約するものではない。

③ 提出書類の取扱い・著作権等

提出書類の著作権はそれぞれの参加事業者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、対話の結果公表や今後の事業者選定に向けた検討以外の目的で提出書類等を使用することはない。

④ 実施結果の公表

サウンディングの実施結果は、市ホームページ等で要旨を公表する。公表に際しては、参加事業者のノウハウ保護のため、公表前に参加事業者に非公開箇所等の内容確認を行う。また、参加事業者名は公表しない。

⑤ 提出書類を電子メールにて送信する際は、パスワードを設定すること。パスワードは別メールで送信すること。

⑥ その他

対話終了後、必要に応じて参加者に対し本市との意見交換の継続を依頼する場合がある。

(8) 連絡先（窓口）

〒780-8571 高知市本町五丁目1-45 本庁舎 2階

財務部 税務管理課 債権管理室 担当：津野・濱口

電話番号：088-823-8872

FAX番号：088-823-9497

メールアドレス：kc-051100@city.kochi.lg.jp

(別添)

別添1 「参加申込書（様式1）」

別添2 「提案書（様式2）」

別添3 「債権一覧」（参加申込者に別途提供）

※別添3『債権一覧』は、本サウンディングにおける提案作成及び対話のために提供する資料である。参加者は本資料を本サウンディング以外の目的で使用、複製、第三者へ提供、公開又は転載しないこと。